



TOHO GAS

第150期 定時株主総会

招 集 ご 通 知

【開催日時】 2021年6月28日(月曜日) 午前11時
(受付開始時刻: 午前10時)

【開催場所】 名古屋市熱田区熱田西町1番1号
名古屋国際会議場 4号館1階 白鳥ホール

【目的事項】 ■ 報告事項

第150期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)事業報告、連結計算書類および計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

■ 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 吸収分割契約承認の件
- 第3号議案 取締役9名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件
- 第5号議案 取締役賞与支給の件
- 第6号議案 取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

新型コロナウイルスの感染防止のため、可能な限り本総会へのご出席をお控えいただき、書面またはインターネット等による議決権行使をお願いいたします。

ご出席株主さまへのお土産の配布、株主総会終了後の当社役員との懇談会、シャトルバスの運行はいずれもございません。

東邦瓦斯株式会社

証券コード 9533

TOHO GAS REPORT

新型コロナウイルス感染防止への対応について

株主さまにおかれましては、可能な限り本総会へのご出席をお控えいただき、書面またはインターネット等による議決権行使をお願いいたします。その他のお願いや当社の対応につきましても、同封のご案内をご確認いただき、何卒ご理解賜りますようお願いいたします。

総会当日までの感染拡大の状況や政府の発表内容等によって、対応内容を変更する場合は、当社ウェブサイト(https://www.tohogas.co.jp/ir_index/soukai/index.html)にてお知らせいたしますので、適宜ご確認賜りますよう、併せてお願い申し上げます。

株主の皆さまへ	01
招集ご通知	02
株主総会参考書類	05
〔添付書類〕	
事業報告	22
1 当社グループ(企業集団)の現況に関する事項	22
2 当社の株式に関する事項	31
3 当社役員に関する事項	32
4 会計監査人に関する事項	35
5 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況	36
連結計算書類	38
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本	40
計算書類	42
会計監査人の監査報告書 謄本	44
監査役会の監査報告書 謄本	46
〔ご参考〕	
株主さまへのご案内	47
第2号議案に関するご参考事項	48
株主総会会場ご案内	裏表紙
株主メモ	裏表紙

インターネットによる開示について

■ 次の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト(https://www.tohogas.co.jp/ir_index/soukai/index.html)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

① 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書および連結注記表

② 計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表

なお、会計監査人および監査役が監査をした連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載の各書類であります。

■ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ウェブサイト(https://www.tohogas.co.jp/ir_index/t/)に掲載いたしますので、ご了承ください。

株主の皆さまへ



代表取締役社長

富成 義郎

株主の皆さまには、平素は当社グループの事業運営につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

第150期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

当期の連結業績につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大等に伴うガス販売量の減少などにより減収減益となりましたが、当期の期末配当につきましては、安定配当を基本方針として、前期と同じく1株につき27円50銭(中間配当金を含めて当期の配当金は1株につき55円)とさせていただきたいと存じます。

ガス・電力小売全面自由化に伴う競争の激化に加え、コロナ禍による社会変容、カーボンニュートラルに向けた動きなど、当社グループの事業環境は大きく変化しています。こうした中、当社グループは、都市ガス、LPG、電気の3つのエネルギーの組み合わせにより、お客さまのニーズに応じた最適提案を行ってまいります。加えて、デジタル技術を活用した新たな生活様式に対応するサービスの創出、CO₂削減に向けた水素利用技術の研究開発など、環境変化に即した取り組みを推進し、持続的な成長を実現します。

株主の皆さまには、より一層のご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(証券コード9533)
2021年6月4日

株 主 各 位

名古屋市熱田区桜田町19番18号
東邦瓦斯株式会社
代表取締役社長 富 成 義 郎

第150期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第150期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、書面またはインターネット等により議決権を行使いただく場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入いただき、2021年6月25日(金曜日)午後5時までに到着するようにご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイトにより議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1 日 時 2021年6月28日(月曜日)午前11時(受付開始時刻は午前10時とさせていただきます。)

2 場 所 名古屋市熱田区熱田西町1番1号
名古屋国際会議場 4号館1階 白鳥ホール
※開催場所が昨年と異なりますのでご注意ください。

3 目 的 事 項

報 告 事 項 第150期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)事業報告、連結計算書類および計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 吸収分割契約承認の件
第3号議案 取締役9名選任の件
第4号議案 監査役2名選任の件
第5号議案 取締役賞与支給の件
第6号議案 取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

4 議決権行使についてのご案内

次ページ「議決権行使についてのご案内」をご覧くださいようお願い申しあげます。

以 上

- 新型コロナウイルスの感染防止のため、可能な限り本総会へのご出席をお控えいただき、書面またはインターネット等による議決権行使をお願いいたします。
- ご出席株主さまへのお土産の配布、株主総会終了後の当社役員との懇談会、シャトルバスの運行はいずれもございません。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席されない場合

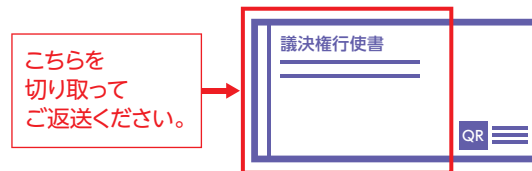


書面による
議決権行使

議決権行使
期 限

2021年6月25日(金)
午後5時(必着)

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、下記のように切り取ってご投函ください。



【ご注意事項】

- 議決権行使書用紙において、各議案につき賛否のご記入のない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。
- インターネット等によって、複数回数、議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。



インターネット等による
議決権行使

議決権行使
期 限

2021年6月25日(金)
午後5時

インターネットによる議決権行使は、上記行使期限まで受付いたしますが、お早めに行使されるようお願いいたします。インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

詳細は次ページをご覧ください。

株主総会にご出席される場合

株主総会開催日時

2021年6月28日(月)
午前11時(受付開始時刻:午前10時)

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、併せて本冊子をご持参ください。



株主総会参考書類

議案および参考事項

【第1号議案】 剰余金の処分の件

当社は、経営基盤の強化と安定配当を利益配分に関する基本方針としております。当期の期末配当につきましては、業績等を総合的に勘案し、前期と同じく1株につき27円50銭とさせていただきたいと存じます。これにより、中間配当金を含めて当期の配当金は、1株につき55円となります。

1 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金27円50銭 総額 2,903,958,558円

2 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月29日

【第2号議案】 吸収分割契約承認の件

本議案は、吸収分割契約について、ご承認をお願いするものであります。

1.吸収分割を行う理由

2015年6月に改正されたガス事業法において、導管部門の一層の中立性確保のため、2022年4月までに製造・小売事業と導管事業を法的分離することが求められております。

当社は、この法の要請に応えるため、一般ガス導管事業およびこれに附帯する事業を会社分割することといたしました。

2.吸収分割契約の内容の概要

吸収分割契約書

東邦瓦斯株式会社(以下「甲」という。)及び東邦ガスネットワーク株式会社(以下「乙」という。)は、甲がその一般ガス導管事業及びこれに附帯する事業(以下「本件事業」という。)に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割(以下「本件分割」という。)について、2021年4月28日(以下「本契約締結日」という。)、次のとおり吸収分割契約(以下「本契約」という。)を締結する。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙(右側)に記載のQRコードを読み取ってください。



2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



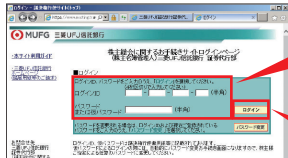
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイトURL <https://evote.tr.mufg.jp/>

1 議決権行使サイトにアクセスしてください。

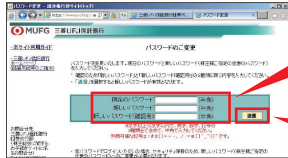
2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリック。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ご注意事項

議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダーへのダイヤルアップ接続料金および通信事業者への通信料金(電話料金等)は、株主さまのご負担となります。

パスワードのお取り扱い

株主さま以外の第三者による不正アクセス(いわゆる「なりすまし」)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いしております。

システム等に関する
お問い合わせ先

電話 0120-173-027(受付時間 9:00~21:00 通話料無料)
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の機関投資家の皆さまは、議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

第1条(吸収分割)

本契約に定めるところに従い、甲は、本件分割により、本件事業に関して有する第4条第1項記載の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条(商号及び住所)

本件分割における吸収分割会社である甲及び吸収分割承継会社である乙の商号及び住所は、次のとおりである。

- (1)吸収分割会社(甲)
商号：東邦瓦斯株式会社
住所：名古屋市熱田区桜田町19番18号
- (2)吸収分割承継会社(乙)
商号：東邦ガスネットワーク株式会社
住所：名古屋市熱田区桜田町19番18号

第3条(効力発生日)

本件分割がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、2022年4月1日とする。但し、本件分割の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第4条(本件分割により承継する権利義務)

- 1 本件分割により乙が甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務(以下「承継対象権利義務」という。)は、別紙「承継対象権利義務明細表」記載のとおりとする。
- 2 前項に基づく甲から乙への債務の承継については、免責的債務引受の方法によるものとし、甲は、効力発生日以降、乙が本件分割により承継した債務について弁済又は履行の責を免れる。但し、当該承継する債務について、会社法第759条第2項に基づき甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対してその負担の全額について求償することができるものとする。

第5条(本件分割に際して交付する金銭等)

乙は、本件分割に際して普通株式280万株を発行し、そのすべてを承継対象権利義務に代えて甲に対して交付する。

第6条(乙の資本金及び準備金の額)

- 本件分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。
- (1)資本金
本件分割により増加する資本金の額は、金29億9,500万円とする。
 - (2)資本準備金
本件分割により増加する資本準備金の額は、金7億4,500万円とする。
 - (3)利益準備金
本件分割により利益準備金の額は、増加しない。

第7条(株主総会の承認)

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、本契約及び本件分割に必要な事項について、それぞれ株主総会の決議による承認を求めるものとする。

第8条(競業避止義務)

甲は、効力発生日以降であっても、本件事業に関し競業避止義務を負わない。

第9条(本契約の変更・解除)

本契約締結後、効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変更を生じたとき、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなったとき、その他本契約の目的の達成が困難となったときは、甲乙協議のうえ、本件分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条(本契約の効力)

本契約は、第7条に定める甲及び乙の株主総会の決議による承認が効力発生日の前日までに得られなかったとき、又は本件分割の実施に必要な関係官庁の承認が効力発生日までに得られなかったときは、その効力を失う。

第11条(協議事項)

本契約に定めのない事項その他本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえ、これを定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

2021年4月28日

甲 名古屋市熱田区桜田町19番18号
東邦瓦斯株式会社
代表取締役社長 富 成 義 郎 (印)

乙 名古屋市熱田区桜田町19番18号
東邦ガスネットワーク株式会社
代表取締役社長 伊 藤 克 彦 (印)

(別紙)

承継対象権利義務明細表

乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務は次のとおりとする。

1. 資産

(1) 固定資産

効力発生日において存在し、甲が保有する、専ら本件事業のみに属する有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産(以下の資産を含むが、これらに限られない。)

- ①効力発生日において存在し、甲が保有する、専ら本件事業のみのために設定されている地役権の要役地
- ②効力発生日において存在し、甲が保有する、専ら本件事業のみに属する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の知的財産権(第三者との共有に係るものの甲の持分を含む。但し、他のガス事業者と共有の特許権を除く。)
- ③効力発生日において存在し、甲が保有する、東邦ガステクノ株式会社の株式及び東邦ガス・カスタマーサービス株式会社の株式

(2) 流動資産

効力発生日において存在し、甲が保有する、専ら本件事業にのみに属する現金及び預金、売掛金、諸未収入金、貯蔵品その他の流動資産

2. 債務

効力発生日において存在し、甲が負担する、専ら本件事業のみに属する一切の債務(但し、社債及び借入金債務、並びに租税債務を除く。)

3. 雇用契約

効力発生日において本件事業に従事する甲の従業員の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する権利義務は乙に承継されないものとし、甲は、効力発生日において、本件事業に従事する甲の従業員を、甲に在籍させたまま乙に出向させ、以後、乙において本件事業に従事させるものとする。当該出向者の出向期間その他出向に関する条件は、甲乙協議のうえ、決定する。

4. 契約

効力発生日において有効に存続し、甲が当事者となっている、専ら本件事業のみに属する売買、請負、業務受委託、賃貸借、リースその他本件事業に属する一切の契約における契約上の地位及びこれに付随する権利義務(上記1. 及び2. により乙に承継される資産又は債務に係る契約におけるものを含む。)。但し、上記1. 及び2. により乙に承継されない資産又は債務に係る契約における契約上の地位及びこれに付随する権利義務は除く。

5. 許認可等

効力発生日において、甲が専ら本件事業のみに関連して保有している許可、認可、承認、登録、届出等のうち、甲から乙への承継が法令及び条例上可能であるもの。

6. その他

承継対象権利義務のうち、本契約締結後に法令その他の規制上又は契約上の定めにより、承継が困難であることが判明したもの(承継することにより甲又は乙において想定外の損失を生じることが判明したものを含む。)については、必要に応じて甲乙協議のうえ、承継対象権利義務から除外することができる。

以上

3. 吸収分割承継会社が当社に対して交付する株式の数ならびに吸収分割承継会社の資本金および準備金の額の相当性に関する事項

(1) 株式の数の相当性

吸収分割承継会社は、本件分割に際して、普通株式280万株を新たに発行し、そのすべてを当社に対して割当て交付いたします。

当社に対して交付される株式の数につきましては、吸収分割承継会社が当社の100%子会社であり、また、本件分割に際して吸収分割承継会社が発行する株式のすべてが当社に交付されることから、これを任意に定めることができるものと認められるため、当社および吸収分割承継会社が協議のうえ決定したものであり、その内容は相当であると判断しております。

(2) 資本金および準備金の額の相当性

吸収分割承継会社が本件分割に際して増加させる資本金および準備金の額は次のとおりです。これは、本件分割後における吸収分割承継会社の事業内容および当社から承継する権利義務等に照らして相当であると判断しております。

資本金	2,995百万円
資本準備金	745百万円
利益準備金	0円

4. 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

貸借対照表

2021年4月1日現在

(単位:百万円)

資産の部		負債および純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(純資産の部)	
流動資産	10	株主資本	10
現金および預金	10	資本金	5
		資本剰余金	5
		資本準備金	5
資産合計	10	負債純資産合計	10

5. 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

6. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

当社は、2021年3月31日開催の取締役会において、カナダ西海岸における液化天然ガス事業を営むDIAMOND LNG CANADA INVESTMENT LTD.の株式を取得し、子会社化することを決議し、2021年4月12日付で株式譲渡契約を締結しました。

【第3号議案】取締役9名選任の件

現取締役全員（9名）の任期が、本総会終結の時をもって満了となりますので、9名の選任をお願いするものであり、その候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当
1	とみ なり よし ろう 富 成 義 郎 再任	代表取締役社長 社長執行役員
2	ます だ のぶ ゆき 増 田 信 之 再任	取締役 専務執行役員 東京支社 事業開発部担当、R&D・デジタル本部長
3	せん だ しん いち 千 田 眞 一 再任	取締役 専務執行役員 原料部 広報部 総務部担当
4	とり い あきら 鳥 居 明 新任	常務執行役員 家庭用営業本部長
5	き むら ひで とし 紀 村 英 俊 新任	常務執行役員 考査部 CSR環境部 電力事業推進部担当
6	やま ざき さと し 山 碕 聡 志 新任	常務執行役員 企画部 資材部担当
7	はっ とり てつ お 服 部 哲 夫 再任 独立 社外	取締役
8	はま だ みち よ 濱 田 道 代 再任 独立 社外	取締役
9	おお しま たく 大 島 卓 新任 独立 社外	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	 とみ なり よし ろう 富 成 義 郎 (1956年2月19日生) 再任	1981年 4月 当社入社 2003年 6月 当社生産計画部長 2006年 6月 当社企画部長 2009年 6月 当社執行役員企画部長 2010年 6月 当社執行役員技術開発本部長 2011年 6月 当社常務執行役員 2012年 6月 当社取締役 常務執行役員 2015年 6月 当社取締役 専務執行役員 2016年 6月 当社代表取締役社長 社長執行役員(現任)	14,500株

取締役候補者とした理由
当社において、2009年6月の執行役員就任以降、企画部長、技術開発本部長、生産本部長などを歴任し、2016年6月から社長執行役員を務めており、企業経営に関する豊富な業務経験と高い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	 ます だ のぶ ゆき 増 田 信 之 (1961年9月22日生) 再任	1986年 4月 当社入社 2008年 6月 当社技術部長 2009年10月 当社生産計画部長 2014年 6月 当社供給管理部長 2015年 6月 当社執行役員供給管理部長 2017年 6月 当社執行役員供給本部長 2018年 6月 当社常務執行役員 2019年 6月 当社取締役 常務執行役員 2020年 6月 当社取締役 専務執行役員(現任) ・東京支社 事業開発部担当、R&D・デジタル本部長	6,700株

取締役候補者とした理由
当社において、2015年6月の執行役員就任以降、供給本部長、R&D・デジタル本部長などを歴任し、現在では専務執行役員を務めており、企業経営に関する豊富な業務経験と高い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	 せん だ しん いち 千 田 真 一 (1958年8月22日生) 再 任	1982年 4月 当社入社 2006年 6月 当社名古屋東支社長 2009年 6月 当社リビング企画部長 2011年 6月 当社人事部長 2014年 6月 当社執行役員原料部長 2017年 6月 当社常務執行役員 2018年 6月 当社取締役 常務執行役員 2019年 6月 当社取締役 専務執行役員(現任) ・原料部 広報部 総務部担当 ・東邦エルエヌジー船舶株式会社 代表取締役社長	5,800株

取締役候補者とした理由

当社において、2014年6月の執行役員就任以降、原料部長などを歴任し、現在では専務執行役員を務めており、企業経営に関する豊富な業務経験と高い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	 とり い あきら 鳥 居 明 (1959年6月30日生) 新 任	1984年 4月 当社入社 2010年 6月 当社名古屋西支社長 2011年11月 当社リビング営業部長 2014年 6月 当社秘書部長 2016年 6月 当社執行役員秘書部長 2019年 6月 当社常務執行役員(現任) ・家庭用営業本部長	28,415株

取締役候補者とした理由

当社において、2016年6月の執行役員就任以降、秘書部長、家庭用営業本部長を歴任し、現在では常務執行役員を務めており、企業経営に関する豊富な業務経験と高い見識を有していることから、今回、取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	 き むら ひで とし 紀 村 英 俊 (1960年1月2日生) 新 任	1982年 4月 通商産業省入省 2011年 7月 中部経済産業局長 2014年 6月 株式会社日本政策金融公庫専務取締役 2019年 1月 当社入社 2019年 4月 当社調査役 2019年 6月 当社常務執行役員(現任) ・ 考査部 CSR環境部 電力事業推進部担当	1,400株

取締役候補者とした理由

当社において、2019年6月から考査部、CSR環境部などを担当する常務執行役員を務めており、企業経営に関する豊富な業務経験と高い見識を有していることから、今回、取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
6	 やま ざき さと し 山 碕 聡 志 (1963年9月15日生) 新 任	1986年 4月 当社入社 2010年 6月 当社西部支社長 2012年 6月 当社財務部長 2016年 6月 当社企画部長 2017年 4月 当社経営企画部長 2017年 6月 当社執行役員経営企画部長 2019年 4月 当社執行役員企画部長 2020年 6月 当社常務執行役員(現任) ・ 企画部 資材部担当	6,100株

取締役候補者とした理由

当社において、2017年6月の執行役員就任以降、企画部長などを歴任し、現在では常務執行役員を務めており、企業経営に関する豊富な業務経験と高い見識を有していることから、今回、取締役として選任をお願いするものです。

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
7	 はつ とり てつ お 服部 哲夫 (1946年12月2日生) 再任 独立役員 社外取締役候補者	1971年 4月 トヨタ自動車工業株式会社 (現トヨタ自動車株式会社)入社 1999年 6月 同社取締役 2003年 6月 同社常務役員 2004年 6月 同社専務取締役 2007年 6月 関東自動車工業株式会社 (現トヨタ自動車東日本株式会社) 取締役副社長	0株
		2008年 6月 同社取締役社長 2012年 6月 同社相談役 2012年 7月 トヨタ自動車東日本株式会社相談役 2015年 6月 当社取締役(現任) 2016年 6月 トヨタ自動車東日本株式会社名誉顧問 (2018年6月退任)	取締役会への 出席状況
			12/12回

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

企業経営者としての豊富な経験に基づく高い見識と独立した立場から、経営全般についての貴重なご意見をいただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。また、指名・報酬等に関する委員会の委員としても様々なご助言をいただけるものと期待しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
8	 はま だ みち よ 濱田 道代 (1947年11月25日生) 再任 独立役員 社外取締役候補者	1985年 4月 名古屋大学法学部教授 1999年 4月 同大学大学院法学研究科教授 2008年 4月 同大学法科大学院長 2009年 4月 同大学名誉教授(現任) 公正取引委員会委員(2014年3月退任)	1,900株
		2014年 6月 当社監査役 2020年 6月 当社取締役(現任) ・株式会社サンゲツ 社外取締役 ・株式会社アイシン 社外取締役	取締役会への 出席状況 (社外取締役としての 出席状況)
			10/10回

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

社外役員として以外では会社経営に関与されたことはありませんが、会社法学者および公正取引委員会委員としての豊富な経験に基づく高い見識と独立した立場から、経営全般についての貴重なご意見をいただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。また、指名・報酬等に関する委員会の委員としても様々なご助言をいただけるものと期待しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
9	 おお しま たく 大島 卓 (1956年7月14日生) 新任 独立役員 社外取締役候補者	1980年 4月 日本碍子株式会社入社 2007年 6月 同社執行役員 2011年 6月 同社常務執行役員 2014年 6月 同社取締役社長 2021年 4月 同社取締役会長(現任) ・東海旅客鉄道株式会社 社外取締役	0株

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

企業経営者としての豊富な経験に基づく高い見識と独立した立場から、経営全般について貴重なご意見をいただけるものと判断し、今回、社外取締役として選任をお願いするものです。また、指名・報酬等に関する委員会の委員としても様々なご助言をいただけるものと期待しております。

- (注) 1. 社外取締役候補者 服部哲夫氏および濱田道代氏と当社の間には特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、各氏を証券取引所が定める独立役員に指定しております。また、社外取締役候補者 大島卓氏と当社の間には特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、同氏を証券取引所が定める独立役員に指定する予定であります。
2. 服部哲夫氏は、当社の取締役に就任してから6年、濱田道代氏は、当社の取締役に就任してから1年になります。
3. 会社法第427条第1項の規定により、当社は服部哲夫氏および濱田道代氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結しております。各氏の選任をご承認いただいた場合には、当社は各氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。また、大島卓氏の選任をご承認いただいた場合には、同様の契約を締結する予定であります。
4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が当社役員としての業務の遂行に起因して損害賠償請求を受けることにより被る損害を当該保険契約により補填することとしております。各氏の選任をご承認いただいた場合には、各氏は当該保険契約の被保険者となります。なお、被保険者は、その保険料の1割を負担することとしております。
5. 大島卓氏が取締役を務めている日本碍子株式会社は、2018年1月、「がいにし」等の製品について、契約に基づく受渡検査を適切に実施していなかった事例の存在が確認されました。

株主総会参考書類

【第4号議案】 監査役2名選任の件

監査役中村修氏が本総会終結の時をもって辞任され、また、監査役神山憲一氏の任期が、本総会終結の時をもって満了となりますので、2名の選任をお願いするものであり、その候補者は次のとおりであります。監査役候補者児玉光裕氏の任期は、定款第36条第2項の規定により、中村修氏の残任期間となります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	 こ だま みつ ひろ 児 玉 光 裕 (1958年11月28日生) 新任	1982年 4月 当社入社 2007年 4月 当社原料部長 2013年 6月 当社執行役員原料部長 2014年 6月 当社執行役員企画部長 2016年 6月 当社常務執行役員 2017年 6月 当社取締役 常務執行役員 2019年 6月 当社取締役 専務執行役員(現任)	7,200株

監査役候補者とした理由

当社において、2013年6月の執行役員就任以降、原料部長、企画部長を歴任し、現在では専務執行役員を務めており、企業経営に関する豊富な業務経験と高い見識を有しており、それらを当社の監査に活かすことができると判断し、今回、監査役としての選任をお願いするものです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	 こ う やま の り かず 神 山 憲 一 (1955年5月3日生) 再任 独立役員 社外監査役候補者	1980年 4月 警察庁入庁 2001年 8月 鳥取県警察本部長 2003年 8月 警察庁長官官房給与厚生課長 2005年 8月 同庁生活安全局生活安全企画課長 2007年 2月 警察共済組合本部事務局長 2008年 8月 愛知県警察本部長 2010年 1月 警察大学校副校長 兼警察庁長官官房審議官(刑事局担当) 2012年 1月 中部管区警察局長 2013年 4月 関東管区警察局長 2014年 9月 警察職員生活協同組合参与 2014年12月 同協同組合専務理事 2017年 6月 公益財団法人公共政策調査会専務理事(現任) 当社監査役(現任)	1,000株 取締役会への 出席状況 12／12回 監査役会への 出席状況 12／12回

社外監査役候補者とした理由および期待される役割の概要

社外役員として以外では会社経営に関与されたことはありませんが、警察行政機関での豊富な経験に基づく高い見識と独立した立場から、当社の経営全般について貴重なご意見をいただけるものと判断し、引き続き社外監査役としての選任をお願いするものです。また、指名・報酬等に関する委員会の委員としても様々なご助言をいただけるものと期待しております。

(注) 1. 社外監査役候補者神山憲一氏と当社との間には特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、同氏を証券取引所が定める独立役員に指定しております。
2. 神山憲一氏は、当社の監査役に就任してから4年になります。
3. 会社法第427条第1項の規定により、当社は神山憲一氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結しております。同氏の選任をご承認いただいた場合には、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が当社役員としての業務の遂行に起因して損害賠償請求を受けることにより被る損害を当該保険契約により補填することとしております。各氏の選任をご承認いただいた場合には、各氏は当該保険契約の被保険者となります。なお、被保険者は、その保険料の1割を負担することとしております。

【第5号議案】 取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役6名(社外取締役を除く。)に対し、業績の状況を勘案し、取締役賞与として総額5千万円を支給させていただきたいと存じます。なお、当社は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は33ページに記載のとおりであります。本議案は、当該方針に沿うものであることから、相当であると判断しております。

【第6号議案】 取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬額は、1992年6月26日開催の当社第121期定時株主総会において、月額33百万円以内(使用人としての職務を有する取締役の使用人分の給与を含まない。)として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役(社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。)が、株主の皆さまとの価値共有をさらに進め、中長期的な企業価値向上への貢献意欲を一層高めるため、対象取締役に對し、一定の譲渡制限期間および当社による無償取得事由等の定めに従う当社普通株式(以下、「譲渡制限付株式」という。)を下記の通り割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬額とは別枠として、対象取締役に對する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額5千万円以内として設定したいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案し、指名・報酬等に関する委員会を経て決定しており、その内容は相当であると考えております。

なお、当社は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は33ページに記載のとおりであります。本議案の承認可決を前提として、その内容を改定する予定です。

また、現在の当社の取締役は9名(うち社外取締役3名)であり、第3号議案のご承認が得られた場合には同様となります。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容および数の上限

1.譲渡制限付株式の割当ておよび払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込むことにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行または処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していることおよび下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2.譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数は年11,000株以内とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3.譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役および執行役員のいずれの地位からも退任する日

までの間(以下、「譲渡制限期間」という。)、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式(以下、「本割当株式」という。)につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない(以下、「譲渡制限」という。))。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役および執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役または執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役および執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認された場合(当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間を満了した時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。)であって、かつ当該組織再編等に伴い対象取締役が当社の取締役および執行役員のいずれの地位からも退任することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以 上

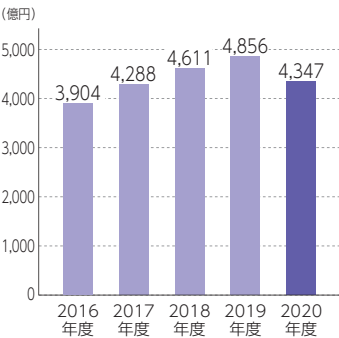
1 当社グループ(企業集団)の現況に関する事項

(1)事業の経過およびその成果

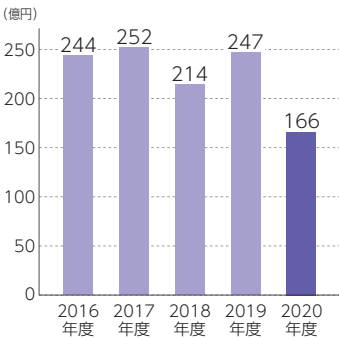
昨年初からのコロナ禍により世界経済が影響を受ける中、当地域の経済は、期の後半では生産など一部で持ち直しの動きが見られましたが、総じて厳しい状況で推移しました。エネルギー業界においても、経済・社会活動の停滞等によりエネルギー需要は大きく影響を受けました。このような状況のもとで、当社グループは、ガス事業者の使命である安定供給と保安の確保に努めるとともに、中期経営計画に掲げた3つの重点戦略に着実に取り組んでまいりました。

当期の連結業績につきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴う業務用等のガス販売量の減少などにより、売上高は4,347億7千6百万円(前期比10.5%減)となりました。また、経常利益は166億2千2百万円(前期比32.9%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は85億9千2百万円(前期比47.2%減)となりました。

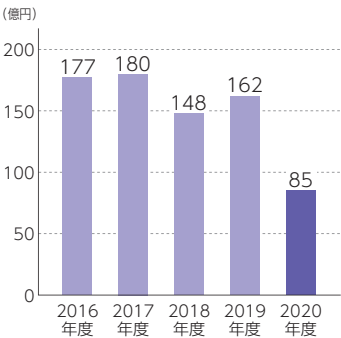
■連結売上高



■連結経常利益



■親会社株主に帰属する当期純利益



事業別の概要は次のとおりであります。

①ガス

お客さま数は当期中に2万4千件増加し、期末には253万3千件となりました。ガス販売量は、前期に比べ4.8%減少し、36億1千万m³となりました。用途別では、家庭用は、冬場の低気温や巣ごもり需要の影響などにより2.3%増加し、6億5千9百万m³となりました。業務用等は、お客さま先設備の稼働減などにより6.3%減少し、29億5千1百万m³となりました。

売上高は、前期比15.6%減の2,557億円となりました。

②LPG・電気・その他エネルギー

LPG事業、電気事業、熱供給事業などの売上高は、前期比12.7%増の1,222億1千7百万円となりました。LPGにつきましては、お客さま数は当期中に5千件増加し、期末には59万4千件、販売量は前期比5.0%減の46万2千トンとなりました。電気につきましては、お客さま数は当期中に10万2千件増加し、期末には43万8千件となりました。販売量は前期比61.8%増の16億2百万kWhとなりました。

③工事および器具

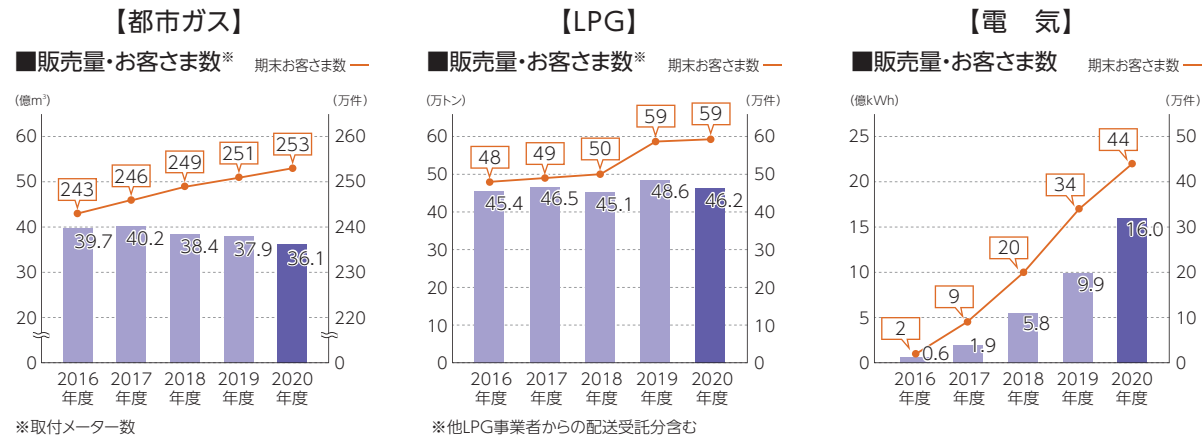
新設工事や業務用ガス機器販売の減少などにより、売上高は前期比17.7%減の329億3千4百万円となりました。

④その他

プラントの設計施工や不動産の賃貸などのその他事業につきましては、売上高は前期比16.4%減の463億2千4百万円となりました。

■事業別の売上高

	ガ ス	LPG・電気・ その他エネルギー	工事 および器具	その他	調整額	合 計
売上高(億円) (前期比(%))	2,557 (△15.6)	1,222 (12.7)	329 (△17.7)	463 (△16.4)	△224 (－)	4,347 (△10.5)



(2) 設備投資の状況

当期中の設備投資総額は343億5百万円であります。供給安定性の向上やエリアの拡大、保安・災害対策、事業領域拡大のための投資を行っています。

当期は、都市ガス導管網における基幹路線の建設、経年ガス導管の入れ替えや地震対策、太陽光発電所の建設などを実施しております。本支管延長は期末には30,757kmとなりました。

(3) 資金調達の状況

社債につきましては、当期中の発行および償還はありませんでした。借入金は前期末に比べ9億2千9百万円減少しました。

(4) 対処すべき課題

エネルギー業界は、小売全面自由化に伴う競争激化に加えて、コロナ禍による社会・経済への影響やカーボンニュートラルに向けた動きなど、大きな変化のなかにあります。

このような状況のもと、当社グループは、新型コロナウイルスの感染防止策を徹底し、ガス事業者としての使命であるエネルギーの安定供給や保安の確保に万全を期すとともに、中期経営計画に掲げた戦略を具体化した取り組みを加速し、成果につなげていきます。

① 都市ガス事業のさらなる成長

家庭用では、ENEDO等の拠点によるリアル接点に加え、ガス機器をはじめ、暮らしに関する各種ご相談に遠隔で対応するリモート営業拠点等のデジタル接点をさらに充実させ、お客さまの多様なニーズにお応えします。

業務用では、天然ガスへの燃料転換による低炭素化に取り組むとともに、高効率なガス空調やコージェネレーションシステムの導入を推進します。また、新設した当社ウェブサイト「TOHOBIZNEX(トーホービズネックス)」を通して、エネルギー関連に加え、お客さまのビジネスを支援する様々なサービスを提供します。

低廉かつ安定的な原料調達に向けて調達方法の多様化を進めるとともに、都市ガス導管網の拡充等により天然ガスの広域展開を図るほか、地震や風水害に対してハード・ソフト両面での保安対策・災害対策を一層強化します。

② トータルエネルギープロバイダーへの発展

都市ガスにLPGと電気を加えた3つのエネルギーの最適提案と、周辺サービスをワンストップでお届けする「トータルエネルギープロバイダー」への発展に向け、さらに取り組みを進めます。

LPG事業では、東海三県から活動エリアを広げるとともに、配送システムの再構築等による充填・配送の効率化を進め、事業基盤を強化します。電気事業では、他社のサービスと連携した新たな電気料金プランの導入等により電力需要を着実に拡大するとともに、低廉かつ安定的な電源調達を進めます。併せて、太陽光発電やバイオマス発電等の再生可能エネルギーの導入を拡大します。

③ 新たな領域への挑戦

リフォーム専門店「わが家のマイスター」を展開するリフォーム事業、ガス設備をはじめ空調・電気設備などの工事・保守運用や



▲レジリエンス機能(停電時発電継続機能等)を強化した新型エネファーム



▲リフォーム専門店「わが家のマイスター」

エネルギーマネジメント等を行う総合ユーティリティサービス事業、工場跡地等の保有不動産を活用した不動産事業、当社独自のガス製造・供給技術の外販を拡大します。併せて、これまでの事業運営で培った技術・資源・ノウハウを活用し、国内外のエネルギー関連事業の拡大に取り組みます。また、くらしまわりサービスを提供するウェブサイト「ASMITAS(アスミタス)」において、お客さまのライフスタイルやライフステージに応じて役立つサービスをさらに拡充します。

④ 持続的成長を支える取り組み

カーボンニュートラルの実現に向けて、天然ガスの徹底的な活用や再生可能エネルギー電源の開発に加え、水素利用等に関する技術開発を推進します。併せて、最新のデジタル技術等を活用した新たな製品・サービスの開発に取り組みます。

また、環境や社会に配慮した企業活動を通じてSDGsの達成に貢献するとともに、コーポレート・ガバナンスの強化、多様な人材の採用・育成やテレワーク等を活用した柔軟な働き方などを推進します。

2022年4月の導管部門の法的分離に向けては、本年4月に分割準備会社を設立しました。引き続き、円滑かつ確実な分社化に向けて準備を進めます。

当社グループは、持続的な成長に向けて果敢に挑戦し、将来にわたって地域社会の発展に貢献する企業グループを目指してまいります。

株主の皆さまにはより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。



▲くらしまわりサービスを提供する「ASMITAS」



▲昨年12月にオープンした豊田豊栄水素ステーション

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第146期 2016年度	第147期 2017年度	第148期 2018年度	第149期 2019年度	第150期(当期) 2020年度
売上高(百万円)	390,433	428,868	461,199	485,623	434,776
経常利益(百万円)	24,490	25,208	21,485	24,763	16,622
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	17,749	18,022	14,820	16,266	8,592
1株当たり当期純利益(円)	164.87 (32.97)	169.28	139.37	153.62	81.37
総資産(百万円)	532,931	541,087	550,599	564,756	601,835
純資産(百万円)	306,801	326,279	327,339	322,768	359,492

(注) 1. 2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。2016年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。なお、()内は株式併合を行う前の金額です。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第148期(2018年度)の期首から適用しており、第147期(2017年度)の数値につきましては、当該会計基準等を遡って適用した後の数値で表示しております。

(6)重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率 (間接所有を含む)	主要な事業内容
東邦不動産株式会社	821 ^{百万円}	100 %	不動産の管理・賃貸、スポーツ施設等の経営
東邦液化ガス株式会社	480	100	LPG事業、コークス・石油製品の販売
水島瓦斯株式会社	225	100	岡山県倉敷市におけるガス事業、LPG事業
東邦ガスエンジニアリング株式会社	100	100	各種プラント・設備の設計施工、総合ユーティリティサービス事業
東邦ガスリビング株式会社	85	100	住宅設備機器の販売、住宅の新築・増改築工事の設計施工
東邦ガス情報システム株式会社	80	100	システムの開発・管理、情報処理サービスの提供
東邦ガス・カスタマーサービス株式会社	50	100	ガス事業における検針・集金業務の受託
東邦総合サービス株式会社	48	100	自動車の販売・リース・整備、設備機器のリース、保険代理店業、旅行業
東邦ガステクノ株式会社	45	100	ガス工事および舗装工事の設計施工、ガス機器等の販売・施工
東邦ガスセイフティライフ株式会社	40	100	ガス設備保安管理業務の受託
株式会社ヤマサ	5	100	LPG事業等を行うヤマサグループ各社の経営統括
Toho Gas Australia Pty Ltd	192 ^{百万豪ドル}	100	オーストラリアにおける天然ガス等に関する開発・投資等

(注) 上記の重要な子会社12社を含む連結子会社は29社です。

(7)主要な事業内容

事業	主要な事業内容
ガス	ガスの製造、供給、販売
LPG・電気・その他エネルギー	LPGの販売、LPG機器の販売、電気事業、LNGの販売、熱供給事業、コークス・石油製品の販売
工事および器具	ガス供給のための配管工事、ガス器具の販売
その他	LNG受託加工、プラント・設備の設計施工、総合ユーティリティサービス事業、住宅設備機器の販売、不動産の管理・賃貸、情報処理、リース、天然ガス等に関する開発・投資

(8)主要な事業所および工場

①当社

名 称	所在地
本社	名古屋市熱田区
技術研究所	愛知県東海市
岡崎事業所	愛知県岡崎市
岐阜事業所	岐阜県岐阜市
津事業所	三重県津市
知多製造部	愛知県知多市
四日市工場	三重県四日市市

②重要な子会社

名 称	本社所在地
東邦不動産株式会社	名古屋市熱田区
東邦液化ガス株式会社	名古屋市熱田区
水島瓦斯株式会社	岡山県倉敷市
東邦ガスエンジニアリング株式会社	名古屋市昭和区
東邦ガスリビング株式会社	名古屋市熱田区
東邦ガス情報システム株式会社	名古屋市熱田区
東邦ガス・カスタマーサービス株式会社	愛知県東海市
東邦総合サービス株式会社	名古屋市熱田区
東邦ガステクノ株式会社	名古屋市中区
東邦ガスセイフティライフ株式会社	名古屋市昭和区
株式会社ヤマサ	名古屋市熱田区
Toho Gas Australia Pty Ltd	オーストラリア

(9)従業員の状況

事業	ガ ス	LPG・電気・ その他エネルギー	工事および器具	その他	合 計
従業員数	3,191名	1,525名	306名	1,203名	6,225名

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	6,139 百万円
株式会社三井住友銀行	4,934
株式会社みずほ銀行	4,082
株式会社日本政策投資銀行	3,786
株式会社大垣共立銀行	3,015
三井住友信託銀行株式会社	2,136
株式会社百五銀行	1,256

2 当社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数160,000,000株
- (2) 発行済株式の総数105,606,285株
(自己株式7,792株を含む。)
- (3) 株主数20,569名
(前期末比1,075名減少)

(4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	7,292 千株	6.90 %
日本生命保険相互会社	5,854	5.54
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	3,769	3.56
株式会社三井住友銀行	3,304	3.12
株式会社三菱UFJ銀行	2,872	2.72
第一生命保険株式会社	2,582	2.44
桜和投資会	2,107	1.99
明治安田生命保険相互会社	1,841	1.74
株式会社日本カストディ銀行(信託口7)	1,780	1.68
STATE STREET BANK WEST CLIENT – TREATY 505234	1,628	1.54

(注)持株比率は、自己株式(7,792株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

- ① 当期首における自己株式数普通株式2,773株
- ② 自己株式の取得普通株式5,121株
取得価額の総額29百万円
- ③ 自己株式の処分普通株式102株
処分価額の総額0百万円
- ④ 当期末における自己株式数普通株式7,792株

3 当社役員に関する事項

(1)取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	安 井 香 一	中部日本放送株式会社 社外取締役、愛知製鋼株式会社 社外取締役
代表取締役社長 (社長執行役員)	富 成 義 郎	
代表取締役 (副社長執行役員)	丹 羽 慎 治	社長補佐、用地開発推進部 家庭用営業本部 業務用営業本部担当
取締役 (専務執行役員)	児 玉 光 裕	内部統制推進部 財務部 人事部担当 Toho Gas Australia Pty Ltd CEO
取締役 (専務執行役員)	千 田 眞 一	原料部 広報部 総務部担当 東邦エールエヌジー船舶株式会社 代表取締役社長
取締役 (専務執行役員)	増 田 信 之	東京支社 事業開発部担当、R&D・デジタル本部長
社外取締役	宮 原 耕 治	日本郵船株式会社 特別顧問
社外取締役	服 部 哲 夫	
社外取締役	瀧 田 道 代	名古屋大学 名誉教授、株式会社サンゲツ 社外取締役、 アイシン精機株式会社 社外取締役
常勤監査役	中 村 修	愛知時計電機株式会社 社外監査役
常勤監査役	加 藤 博 昭	
社外監査役	古 角 保	株式会社三菱UFJ銀行 顧問、株式会社ATグループ 社外取締役、 オークマ株式会社 社外監査役、中部日本放送株式会社 社外監査役
社外監査役	神 山 憲 一	公益財団法人公共政策調査会 専務理事
社外監査役	池 田 桂 子	池田総合法律事務所 弁護士、カネ美食品株式会社 社外取締役、 中部日本放送株式会社 社外取締役、日邦産業株式会社 社外取締役

(注)1.上記の事項は2021年3月31日現在の状況であります。
2.社外取締役 宮原耕治氏、服部哲夫氏および瀧田道代氏、社外監査役 古角保氏、神山憲一氏および池田桂子氏の6氏と当社の間には特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、各氏を証券取引所が定める独立役員に指定しております。
3.株式会社三菱UFJ銀行は、当社の大株主であり、当社との間に金銭借入等の取引があります。これ以外に、社外取締役および社外監査役の兼職先と当社との間に開示すべき関係はありません。
4.常勤監査役 加藤博昭は、当社財務部門における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5.2020年6月24日開催の第149期定時株主総会にて、社外監査役 瀧田道代氏は監査役を辞任し、社外取締役に新たに選任され、就任いたしました。
6.2020年6月24日開催の第149期定時株主総会にて、池田桂子氏が社外監査役に新たに選任され、就任いたしました。
7.2020年6月24日開催の第149期定時株主総会にて、取締役 伊藤克彦氏は取締役を退任されました。
8.社外取締役 宮原耕治氏は、2021年3月31日付で、日本郵船株式会社特別顧問を退任されました。
9.アイシン精機株式会社は、2021年4月1日付で株式会社アイシンに商号変更しております。

(2)当期に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		賞 与	対象となる 役員の員数(名)
		基本報酬			
		固定部分	業績連動部分		
取締役(社外取締役を除く)	228	131	47	50	7
監査役(社外監査役を除く)	47	47	－	－	2
社外取締役	27	27	－	－	3
社外監査役	29	29	－	－	4

(注)1.取締役(社外取締役を除く)の報酬等の額には、2021年6月28日開催の第150期定時株主総会にて決議予定の取締役賞与50百万円を含めております。
2.業績連動報酬等として取締役(社外取締役を除く)に対して基本報酬(業績連動部分)および賞与を支給しております。基本報酬(業績連動部分)は、中期経営計画にて目標としている項目(ROA等)を算定の基礎とし、単年度の達成状況等を報酬額へ反映させております。前事業年度のROAは2.9%であります。賞与は、会社業績(親会社株主に帰属する当期純利益等)の状況等を勘案して決定しており、その実績は27ページに記載の「1.(5)財産および損益の状況の推移」に記載のとおりであります。
3.上記には、2020年6月24日開催の第149期定時株主総会にて退任された取締役1名および辞任された監査役1名に対する報酬等の額を含んでおります。

【上記報酬等に関する事項】

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は以下のとおりです。

- ・当社の取締役の報酬は、その役割・責務や当社の業績を踏まえたものとし、従業員の処遇水準、他企業の報酬水準も勘案した適正な報酬額とする。
- ・取締役(社外取締役を除く)の報酬は、基本報酬と賞与より構成し、基本報酬はさらに固定部分と業績連動部分より構成し、基本報酬の概ね3割を業績連動部分とする。社外取締役の報酬は、基本報酬のみ(業績連動なし)とする。

当該決定方針は、指名・報酬等に関する委員会の助言を得たうえで、取締役会の決議により決定しております。

②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬額等に関する株主総会の決議年月日は1992年6月26日であり、決議内容は、月額33百万円以内(使用人としての職務を有する取締役の使用人分の給与を含まない)であり、当時の員数は22名であります。

監査役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は1995年6月29日であり、決議内容は、月額10百万円以内であり、当時の員数は5名であります。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容は、取締役会の決議による委任に基づいて取締役会長の安井香一が決定しております。その権限の内容は、指名・報酬等に関する委員会の招集、報酬・賞与原案の策定、

委員会・取締役会への上程、個別の報酬額の決定であり、これらの権限を委任した理由は、取締役会長が取締役会議長を務めていることから、取締役の評価者として適切であると考えられるためであります。また、当該権限が適切に行使されるための措置として、取締役会長は社外役員が過半を占める指名・報酬等に関する委員会の助言を得ることとしており、取締役会は、取締役会長が決定した内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(3) 社外役員に関する事項

地 位	氏 名	主な活動状況
社外取締役	宮 原 耕 治	12回開催された取締役会に12回出席し、企業経営者としての豊富な経験に基づく高い見識から、貴重なご意見をいただいております。また、5回開催された指名・報酬等に関する委員会に委員として5回出席し、様々なご助言をいただいております。
社外取締役	服 部 哲 夫	12回開催された取締役会に12回出席し、企業経営者としての豊富な経験に基づく高い見識から、貴重なご意見をいただいております。また、5回開催された指名・報酬等に関する委員会に委員として5回出席し、様々なご助言をいただいております。
社外取締役	濱 田 道 代	10回開催された取締役会に10回出席し、会社法学者および公正取引委員会委員としての豊富な経験に基づく高い見識から、貴重なご意見をいただいております。また、3回開催された指名・報酬等に関する委員会に委員として3回出席し、様々なご助言をいただいております。
社外監査役	古 角 保	12回開催された取締役会に12回、12回開催された監査役会に12回出席し、企業経営者としての豊富な経験に基づく高い見識から、貴重なご意見をいただいております。また、5回開催された指名・報酬等に関する委員会に委員として5回出席し、様々なご助言をいただいております。
社外監査役	神 山 憲 一	12回開催された取締役会に12回、12回開催された監査役会に12回出席し、警察行政機関での豊富な経験に基づく高い見識から、貴重なご意見をいただいております。また、5回開催された指名・報酬等に関する委員会に委員として5回出席し、様々なご助言をいただいております。
社外監査役	池 田 桂 子	10回開催された取締役会に10回、10回開催された監査役会に10回出席し、弁護士としての豊富な経験に基づく高い見識から、貴重なご意見をいただいております。また、3回開催された指名・報酬等に関する委員会に委員として3回出席し、様々なご助言をいただいております。

(注) 社外取締役 濱田道代氏は、取締役就任前に社外監査役として、取締役会に2回、監査役会に2回、指名・報酬等に関する委員会に2回出席しております。

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外役員各氏との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結しております。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額

52百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

65百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 上記②の金額は上記①の金額を含んでおります。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
4. 当社の重要な子会社のうち、Toho Gas Australia Pty Ltdは、KPMG Australiaの監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

ガス事業部門別収支計算書に関する合意された手続業務等を会計監査人へ委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、監査法人の監査体制や専門性等を勘案し、独立した立場で、適正かつ厳格に監査業務を遂行できる監査法人を会計監査人を選任しており、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当する場合、または、会計監査人の独立性や適格性を害する事由の発生により、監査業務に重大な支障を来す場合には、会計監査人の解任または不再任の決定を行う方針です。

5 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社が「業務の適正を確保するための体制の整備」について、取締役会において決議した内容の概要は、次のとおりであります。

- ①取締役会は、当社グループにおける業務の適正を確保する体制の整備を決定する。取締役会は、取締役会規程を定め、重要事項の意思決定を行うとともに、取締役および執行役員の職務執行を監督する。取締役は、企業倫理行動指針を遵守し、社会の良識に則り、誠実かつ公正な職務執行に努める。反社会的勢力との関係遮断については、統括部署を定めるなど必要な体制を整備するとともに、外部専門機関と連携して対応する。財務報告に係る内部統制報告制度に関する管理規程を定め、財務報告の信頼性を確保する。
- ②取締役の職務の執行状況を確認できるよう、文書管理規程を定め、議事録、上申書（決裁書）、契約書等を適切に保存および管理する。
- ③リスク管理規程を定め、リスク管理に関わる責任体制を整備するとともに、当社グループのリスクの把握・評価ならびに対応策の検討を行い、リスクの低減を図る。自然災害・製造供給支障等のリスクについては、災害対策規程を定め、リスクの発生に備えるとともに、発生時には、所定の体制を整備し、迅速かつ適切な対応を行う。
- ④取締役会の意思決定・監督機能の充実を図るとともに、執行役員制度を導入し、業務執行機能を強化する。取締役会で定められた基本方針に基づき、経営に関する重要事項を審議するため、経営会議を設置し、運営する。
- ⑤当社グループのコンプライアンス活動の基本方針を整備するため、コンプライアンス委員会を設置する。コンプライアンス行動基準を制定し、従業員への周知・徹底に努めるとともに、教育・啓発活動等を推進し、コンプライアンスの徹底を図る。コンプライアンス相談窓口を設置し、問題の早期発見・是正に努める。
- ⑥当社取締役会において関係会社の重要事項の承認を行うとともに、関係会社管理規程を定め、関係会社の管理を行う。
- ⑦内部監査部門は、コンプライアンスの状況や関係会社の業務活動の適正等を計画的に監査する。
- ⑧監査役室を設置し、専任のスタッフを配置する。監査役室スタッフは、監査役の指揮命令のもと監査役の職務を補助する。
- ⑨監査役は、取締役会や経営会議等の重要会議への出席、上申書（決裁書）、議事録等の閲覧により、必要な情報の提供を受ける。当社グループの取締役、執行役員および従業員は、主要な業務執行状況について、定期的に監査役に報告する。当社グループは、監査役に報告した者に対し、それを理由に不利な取扱いをしない。監査役の職務の執行に必要な費用についてはすみやかに支払う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、上記の決議に基づいて、業務の適正を確保するための体制の整備とその適切な運用に努めています。当期における運用状況の概要は、次のとおりであります。

【取締役の職務執行体制】

取締役会規程に基づき、月1回開催される取締役会において、事業計画等の重要事項に関する意思決定を行うとともに、業務報告や決算報告等を通じて取締役および執行役員の業務執行状況を確認している。各部門の重要施策は、経営会議で審議のうえ実行するとともに、定期的な進捗確認により、効率的な計画の推進および管理を行っている。重要会議の議事録等は、文書管理規程に基づき、重要度に応じた保存期間を設定のうえ保存および管理している。また、財務報告に係る内部統制については、当該制度の管理規程に基づき評価を行い、結果を経営会議で審議のうえ取締役会に報告している。

【リスク管理体制】

リスク管理規程に基づき、リスク毎に主管部署を定め、計画的にリスク低減に取り組むとともに、当社グループのリスク管理状況を年1回経営会議で審議のうえ取締役会に報告している。また、大規模災害を想定した訓練を継続的に実施しており、関係会社および協力会社との連携強化を図っている。新型コロナウイルス感染症の対策は、非常体制を発令し、継続業務への対応や感染防止対策等を実施している。

【コンプライアンス体制】

社長を委員長とするコンプライアンス委員会を年2回開催し、当社グループにおけるコンプライアンス活動の進捗確認と課題把握を行い、結果を経営会議で審議のうえ取締役会に報告している。法令等遵守状況の点検、意識調査、反社会的勢力との関係遮断等の活動に加え、コンプライアンス相談窓口への通報は、すみやかに社長および監査役に報告し、改善措置を実施している。

【関係会社の経営管理体制】

関係会社は、各社取締役会規程に基づき、取締役会で重要事項の意思決定および報告を行っている。当社は、関係会社管理規程等に基づき、主要な関係会社から年度計画、決算および業務執行等に関し、定期的に報告を受けている。

【監査体制】

内部監査部門は、監査計画に基づき、当社および関係会社を監査し、結果をすみやかに社長および監査役に報告している。監査役は、取締役会、経営会議等の重要会議に出席するとともに、重要な上申書の閲覧、事業所往査等を実施し、月1回開催される監査役会において情報交換を行っている。なお、当社は、監査役の職務執行を補助するため、監査役室に専任スタッフを配置している。

(注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

科 目	金 額
(資産の部)	
固定資産	453,838
有形固定資産	302,855
製造設備	67,644
供給設備	149,271
業務設備	26,368
その他の設備	44,506
建設仮勘定	15,063
無形固定資産	8,726
その他	8,726
投資その他の資産	142,256
投資有価証券	101,469
長期貸付金	7,547
繰延税金資産	3,771
退職給付に係る資産	13,762
その他	15,816
貸倒引当金	△110
流動資産	147,996
現金及び預金	40,731
受取手形及び売掛金	51,383
リース債権及びリース投資資産	12,848
有価証券	10,000
たな卸資産	18,358
その他	14,897
貸倒引当金	△223
資産合計	601,835

(単位:百万円)

科 目	金 額
(負債の部)	
固定負債	159,725
社債	70,000
長期借入金	49,108
繰延税金負債	3,774
ガスホルダー修繕引当金	1,472
保安対策引当金	16,782
器具保証引当金	2,323
退職給付に係る負債	5,801
その他	10,462
流動負債	82,617
1年以内に期限到来の固定負債	2,612
支払手形及び買掛金	30,158
短期借入金	4,709
未払法人税等	3,551
その他	41,585
負債合計	242,342
(純資産の部)	
株主資本	300,270
資本金	33,072
資本剰余金	8,387
利益剰余金	258,850
自己株式	△40
その他の包括利益累計額	59,222
その他有価証券評価差額金	45,179
繰延ヘッジ損益	6,198
為替換算調整勘定	1,005
退職給付に係る調整累計額	6,838
純資産合計	359,492
負債純資産合計	601,835

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額
売上高	434,776
売上原価	285,516
(売上総利益)	(149,260)
供給販売費及び一般管理費	135,745
(営業利益)	(13,515)
営業外収益	4,537
受取利息	305
受取配当金	2,059
受取賃貸料	697
雑収入	1,474
営業外費用	1,430
支払利息	744
持分法による投資損失	187
雑支出	498
(経常利益)	(16,622)
特別利益	1,440
投資有価証券売却益	1,440
特別損失	4,730
減損損失	4,730
(税金等調整前当期純利益)	(13,331)
法人税、住民税及び事業税	5,060
法人税等調整額	△320
当期純利益	8,592
親会社株主に帰属する当期純利益	8,592

連結キャッシュ・フロー計算書(要旨) (ご参考)

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	64,397
投資活動によるキャッシュ・フロー	△40,972
フリー・キャッシュ・フロー	23,424
財務活動によるキャッシュ・フロー	△6,764
現金及び現金同等物に係る換算差額	△95
現金及び現金同等物の増減額	16,564
現金及び現金同等物の期首残高	33,979
現金及び現金同等物の期末残高	50,543

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

東邦瓦斯株式会社
取締役会 御中

2021年5月11日

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 新家徳子 印

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 膳亀 聡 印

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 中野孝哉 印

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東邦瓦斯株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東邦瓦斯株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項
重要な後発事象に関する注記(2)導管部門の分社化に係る吸収分割契約の締結に記載されているとおり、会社は2021年4月28日に、会社と東邦ガスネットワーク株式会社との間で、吸収分割契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

科 目	金 額
(資産の部)	
固定資産	406,768
有形固定資産	260,708
製造設備	67,526
供給設備	147,853
業務設備	26,512
附帯事業設備	6,014
建設仮勘定	12,801
無形固定資産	5,680
借地権	495
その他無形固定資産	5,185
投資その他の資産	140,378
投資有価証券	80,811
関係会社投資	47,002
長期貸付金	130
関係会社長期貸付金	2,185
長期前払費用	16
前払年金費用	4,074
繰延税金資産	94
その他投資	6,113
貸倒引当金	△50
流動資産	110,206
現金及び預金	36,026
受取手形	1,530
売掛金	33,015
関係会社売掛金	366
未収入金	2,234
有価証券	10,000
製品	24
原料	9,917
貯蔵品	3,307
前払金	150
前払費用	257
関係会社短期債権	2,784
その他流動資産	10,709
貸倒引当金	△117
資産合計	516,974

(単位:百万円)

科 目	金 額
(負債の部)	
固定負債	138,069
社債	70,000
長期借入金	42,942
関係会社長期債務	249
ガスホルダー修繕引当金	1,409
保安対策引当金	16,782
器具保証引当金	1,855
その他固定負債	4,830
流動負債	76,795
1年以内に期限到来の固定負債	107
買掛金	18,559
短期借入金	2,188
未払金	10,355
未払費用	11,524
未払法人税等	2,056
前受金	2,673
預り金	798
関係会社短期債務	20,173
役員賞与引当金	50
その他流動負債	8,308
負債合計	214,865
(純資産の部)	
株主資本	254,037
資本金	33,072
資本金	33,072
資本剰余金	8,027
資本準備金	8,027
その他資本剰余金	0
利益剰余金	212,977
利益準備金	8,779
その他利益剰余金	204,197
固定資産圧縮積立金	311
海外投資等損失準備金	2,997
原価変動調整積立金	23,000
別途積立金	52,703
繰越利益剰余金	125,185
自己株式	△40
自己株式	△40
評価・換算差額等	48,071
その他有価証券評価差額金	41,630
その他有価証券評価差額金	41,630
繰延ヘッジ損益	6,441
繰延ヘッジ損益	6,441
純資産合計	302,109
負債純資産合計	516,974

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

科 目	金 額
(費用)	
売上原価	137,647
期首たな卸高	38
当期製品製造原価	138,261
当期製品仕入高	35
当期製品自家使用高	664
期末たな卸高	24
(売上総利益)	(114,217)
供給販売費	86,723
一般管理費	19,048
(事業利益)	(8,446)
営業雑費用	29,720
受注工事費用	9,438
その他営業雑費用	20,282
附帯事業費用	60,264
(営業利益)	(6,435)
営業外費用	1,096
支払利息	323
社債利息	377
支払手数料	126
雑支出	269
(経常利益)	(12,720)
特別損失	663
減損損失	663
(税引前当期純利益)	(13,496)
法人税等	2,880
法人税等調整額	102
当期純利益	10,514
合計	348,661

(単位:百万円)

科 目	金 額
(収益)	
ガス事業売上高	251,864
ガス売上	240,243
託送供給収益	10,240
事業者間精算収益	1,380
営業雑収益	30,294
受注工事収益	9,484
その他営業雑収益	20,810
附帯事業収益	57,680
営業外収益	7,381
受取利息	14
有価証券利息	0
受取配当金	1,733
関係会社受取配当金	2,434
受取賃貸料	1,988
雑収入	1,210
特別利益	1,440
投資有価証券売却益	1,440
合計	348,661

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 膳本

独立監査人の監査報告書

東邦瓦斯株式会社
取締役会 御中 2021年5月11日

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 新 家 徳 子 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 膳 亀 聡 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 中 野 孝 哉 ㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東邦瓦斯株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第150期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項
重要な後発事象に関する注記(2)導管部門の分社化に係る吸収分割契約の締結に記載されているとおり、会社は2021年4月28日に、会社と東邦ガスネットワーク株式会社との間で、吸収分割契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

- 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第150期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
- 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月17日

東邦瓦斯株式会社 監査役会

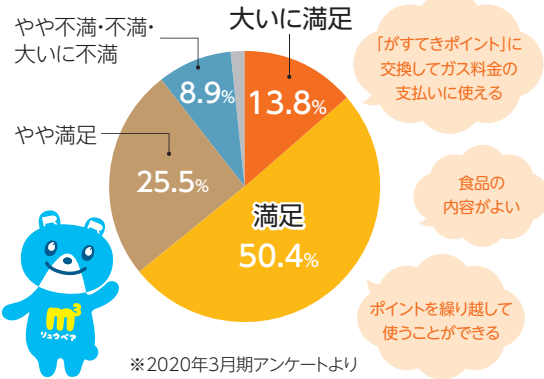
監査役(常勤) 中 村 修 監査役(社外) 古 角 保
監査役(常勤) 加 藤 博 昭 監査役(社外) 神 山 憲 一
監査役(社外) 池 田 桂 子

以 上

株主優待サービスのご紹介

当社の株主優待サービスは、株主優待ポイントを使って3つのコースからお好みの優待商品をお選びいただけるポイント優待。おかげさまで毎年多くの株主さまにご利用いただいています。

当社株主優待サービスへのご満足度



3つのコースのご紹介

- Aコース** 「がすてきポイント」と交換
web会員サービス **Club TOHO GAS** で使える「がすてきポイント」と交換いただけます。
- Bコース** 「食品や雑貨」と交換
様々な商品からお選びいただけます。ポイントを繰り越せばより魅力的な商品も。
- Cコース** 社会貢献活動団体への寄付
少ないポイントから気軽に活動にご参加いただけます。

Bコース 人気商品



※写真はイメージです。 ※優待商品は事前の通知なく変更となる場合がございます。

保有株式数に応じ、例えば100株では500P、300株では3,000Pを進呈(3年以上保有の場合、1.5倍になります)

株主優待制度の詳細は、パソコン・スマホから!

東邦ガス 株主優待 検索



対象の株主さま*には
6月下旬にご案内をお送りします。
お楽しみに!

※1年以上継続して100株以上保有の方



第2号議案に関するご参考事項

決議事項 第2号議案「吸収分割契約承認の件」につきまして、経緯・概要および株主の皆さまのご関心が高いと思われる事項についてご説明いたします。

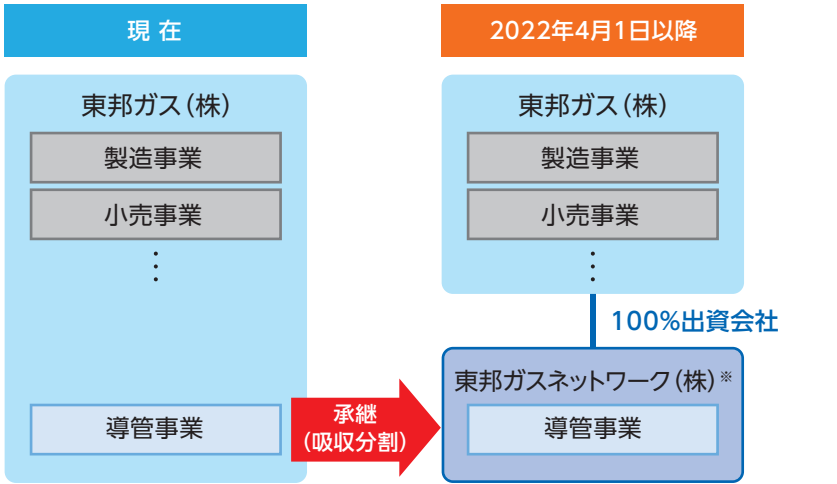
【経緯・概要】

ガスの小売全面自由化に伴い、新たに参入するガス小売事業者は、ガスの輸送を担う一般ガス導管事業者（都市ガス事業者の導管部門）と託送契約を締結し、既存のガス導管網を利用してお客さまに都市ガスをお届けしています。

現在も都市ガス事業者は導管部門の中立性確保に向けた措置を講じていますが、2015年6月改正のガス事業法に基づき、当社を含む都市ガス事業者大手3社は、一層の中立性確保のため、2022年4月までに導管部門を法的に独立した事業体に変更することが求められております。

当社は、この法の要請に応えるため、吸収分割の方式により会社を分割し、100%出資会社「東邦ガスネットワーク(株)」に一般ガス導管事業およびこれに附帯する事業（以下、「導管事業」という。）を引き継ぐことといたしました。

【吸収分割のイメージ】



※2021年4月1日に、分割準備会社として設立

Q 東邦ガスネットワーク(株)とは何をする会社か？

A 本総会で吸収分割契約をご承認いただいた後、2022年4月1日に当社から導管事業を引き継ぎ、都市ガス導管網の拡充と供給エリアの拡大等を進め、当社を含む各ガス小売事業者の都市ガスを、より多くのお客さまにお届けしてまいります。

Q 吸収分割とは？

A 本件では、東邦ガス(株)が事業を分割し、設立済みの東邦ガスネットワーク(株)に権利義務を包括的に引き継ぐことをいい、東邦ガスネットワーク(株)が、行政への許認可申請等の手続きをあらかじめ進めることが可能となる方式です。

Q 導管事業以外を分割しない理由は？

A 原料調達・製造・小売といった導管以外の事業を一体的に運営するほうが効率的であると判断したものです。
今後も、当社のお客さまに低廉な都市ガスを安定的にお届けしてまいります。

Q 業績への影響は？

A 東邦ガスネットワーク(株)は当社の100%出資会社であるため、当社グループの業績に大きな影響を与えるものではありません。当社は、会社を分割した後も真摯に事業運営を行い、企業価値の向上に努め、将来にわたって地域社会の発展に貢献する企業として、株主さまの期待に応えてまいります。

Q 都市ガスをお使いのお客さまへの影響は？

A お客さまがご使いの都市ガスのご契約への影響はございません。なお、当社から東邦ガスネットワーク(株)に引き継がれる業務も一部ございますが、お客さまにわかりやすい周知・ご案内等に努めてまいります。

Q 安定供給や保安の確保は維持されるのか？災害時対応は大丈夫か？

A 当社グループは、ガス事業者の使命である安定供給と保安の確保に、これまでと変わることなくしっかりと取り組んでまいります。また、万一の災害発生時にも、東邦ガスネットワーク(株)と当社を含む各ガス小売事業者が連携し、迅速かつ確実に対応できるよう努めてまいります。

株主総会会場 ご案内

名古屋市熱田区熱田西町1番1号

名古屋国際会議場

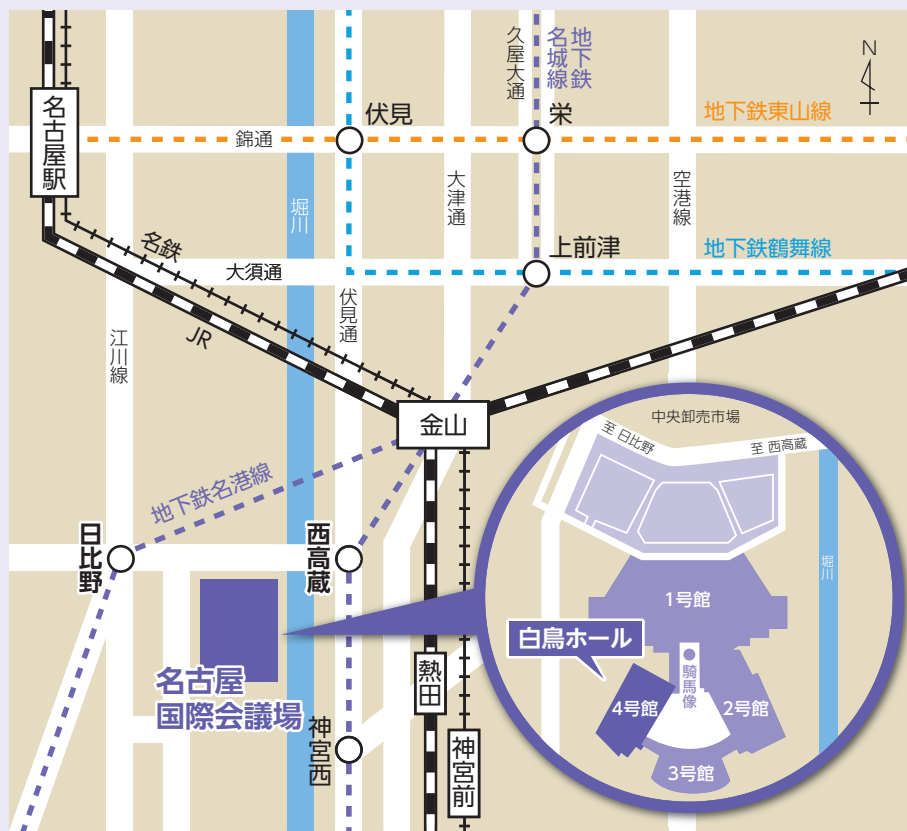
4号館1階 白鳥ホール

※公共交通機関をご利用ください。

公共交通機関のご案内

- 地下鉄名港線「日比野駅」下車
1番出口から徒歩で約5分です。
- 地下鉄名城線「西高蔵駅」下車
2番出口から徒歩で約5分です。

新型コロナウイルス感染防止の
ため、無料シャトルバスの運行は
ございません。



株主メモ

事業年度: 4月1日～翌年3月31日

定時株主総会: 毎年6月

配当金受領株主確定日: 期末配当金 3月31日

中間配当金 9月30日

上場証券取引所: 東京証券取引所、名古屋証券取引所

公告方法: 電子公告

公告掲載アドレス

https://www.tohogas.co.jp/ir_index/k/

※ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告
をすることができない場合は、中日新聞に掲載します。

株主名簿管理人および特別口座管理機関:

三菱UFJ信託銀行株式会社

同連絡先:

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
東京都府中市日鋼町1-1

☎0120-232-711 (通話料無料)

<https://www.tr.mufg.jp/daikou/>

同郵送先:

〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部